

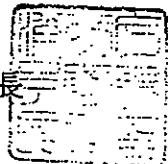
写

消防予第88号
平成18年3月1日

各都道府県消防防災主管部長
東京消防庁・各指定都市消防長

] 殿

消防庁予防課長



エアゾール式簡易消火具の不具合（破裂事故）の原因調査結果及び取扱い等に係る注意喚起について

標記については「エアゾール式簡易消火具の不具合（破裂事故）に係る注意喚起について」（平成17年7月1日付け消防予第135号）及び「エアゾール式簡易消火具の取扱い等に係る注意喚起の徹底について」（平成17年7月7日付け事務連絡）により、エアゾール式簡易消火具の取扱い等に係る注意喚起をお願いしているところです。

今般、事故の発生原因に関する調査結果が別添のとおり日本消防検定協会によりまとめられました。

幸いにも現在は、破裂事故による人的被害は発生していませんが、今後も破裂事故の発生するおそれがあること及び、事故発生の状況によっては人的被害が懸念されることから、下記の事項に留意して注意喚起をお願いするとともに、引き続き本件に類似する事案を聞知した場合は、速やかに当課あて報告いただきますようお願いします。

また、各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村に対し、この旨を周知していただきますようお願いします。

記

1 該当エアゾール式簡易消火具の概要

- (1) 製造事業者 ヤマトプロテック株式会社
- (2) 商品名
 - ア ヤマトボイKT
 - イ FMボイK
- (3) 鑑定番号 鑑消第13～4号
- (4) 製造時期 平成13年11月～平成14年7月
(品質保証期間) (2002・02)～(2005・10)

(5) 製造数 184,000 本

2 注意喚起の留意事項

平成17年10月で、全ての同型品の品質保証期間が終了しているが、廃棄されずにそのまま設置されると容器内面の腐食が進み、破裂事故の発生するおそれがあること。

缶底に表示される品質保証期間を確認し、品質保証期間が終了しているものについては、製造事業者によりホームページやチラシ等により周知されている方法に従って速やかに廃棄すること。

なお、事故発生の調査結果から、環境温度が高温となる場所や冷蔵庫等の微振動が伝わる状況下にあるものについては腐食が促進されていることが予測されるので、廃棄する際には十分注意すること。

- (1) ホームページ (<http://www.yamatoprotec.co.jp>)
- (2) 客様相談窓口・フリーダイヤル (0120) 801084

3 エアゾール式簡易消火具の取扱いに関する一般的注意事項

本件破裂事故以外のエアゾール式簡易消火具において、一定の耐食措置が施されているものの、外的要因による腐食等の不具合（消火薬剤の漏れ）の発生が報告されており、このような状態のまま放置されれば火災発生時に所期の機能が保持されないおそれがあることから、下記の事項に留意して注意喚起を行なうこと。

- (1) 品質保証期間を確認し、品質保証期間が終了しているものについては、廃棄処分すること。
- (2) 廃棄方法は、製造事業者のホームページ等を参考とすること。
- (3) 定期的に、外観を点検し、消火薬剤の漏れ、変形、損傷及び腐食の有無を確認するとともに、異常を認めた時は速やかに廃棄すること。
- (4) 次に掲げる場所に設置しないこと。
 - ア 自動車内、ガスコンロの付近等の高温となる場所
 - イ 直射日光のある場所
 - ウ 腐食が発生しやすい、著しく多湿である場所又は油脂、調味料又は洗剤等が付着するおそれのある場所
 - エ 腐食が促進されるおそれのある冷蔵庫や電子レンジ等の振動が発生する場所
- (5) その他、取扱いに関する記載事項を遵守すること。

総務省消防庁 予防課

担当：楠田・高垣

TEL : 03-5253-7523

FAX : 03-5253-7533

E-Mail : takagaki-t@fdma.go.jp